地域ポイント用ICOCA取扱規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、西日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、ICOC A乗車券を活用した地域のポイントサービス(以下、「地域ポイントサービス」といいます。)に使用する媒体として発売し、地域ポイントサービスの主催者となる自治体等が利用者に対して交付する、特別デザインの記念ICOCA(以下、「地域ポイント用ICO CA」といいます。)のサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

- 第2条 地域ポイント用ICOCAによるサービスについては、この規則の定めるところ によります。
- 2 この規則に定めのない事項については、法令及び「I Cカード乗車券取扱約款(平成 15年 10月酉日本旅客鉄道株式会社公告第 19号)。(以下、「I C約款」といいます。)」「I C O C A 電子マネー取扱約款(平成 17年 9月酉日本旅客鉄道株式会社公告第 17号)。(以下、「電子マネー約款」といいます。)」「WESTER ポイント(チャージ専用)規約」等の定めるところによります。

(用語の定義)

- 第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1)「地域ポイントサービス」とは、地域ポイント用ICOCAにより、自治体等が利用 者に提供する自治体等独自のポイントサービスいいます。
 - (2)「地域ポイント」とは、「地域ポイントサービス」により付与される自治体等独自のポイントをいいます。
 - (3)「自治体等」とは、地域ポイントサービスを利用者に提供することを目的として、当 社が発売した地域ポイント用ICOCAを利用者に交付する、別表1に定める特定の 組織、団体等をいいます。
 - (4)「利用者」とは、地域ポイントサービスの提供を受けることを目的として、自治体等から地域ポイント用ICOCAの交付を受け、地域ポイント用ICOCAを利用するものをいいます。
 - (5)「発売」とは、当社が自治体等に対して、地域ポイント用ICOCAを貸与することをいいます。
 - (6)「交付」とは、自治体等が利用者に対して、地域ポイント用ICOCAを貸与することをいいます。

(契約の成立時期)

第4条 地域ポイント用ICOCAの契約の成立時期は、自治体等においては、当社が地域ポイント用ICOCAを発売したとき、利用者においては、自治体等から地域ポイント用ICOCAの交付を受けたときとします。

(発売・交付方法)

- 第5条 地域ポイント用ICOCAの発売方法は、当社が別に定め、自治体等に通知します。
- 2 地域ポイント用 I C O C A の交付方法は、自治体等が別に定め、利用者に通知します。

(ICカードの所有権)

- **第6条** 地域ポイント用ICOCAに使用するICカードの所有権は、当社に帰属します。
- 2 利用者は、地域ポイント用ICOCAが不要となったときは、交付を受けた自治体等の 指定する窓口(以下、「自治体等指定窓口」といいます。)に、地域ポイント用ICOCA を引き渡ししなければなりません。
- 3 自治体等は、前項により、利用者より地域ポイント用 I COCAの引き渡しを受けた場合及び利用者への交付前に地域ポイント用 I COCAが不要となった場合、当社の指定する窓口に、当社の指定する方法により、地域ポイント用 I COCAを返却しなければなりません。

(デポジット)

- 第7条 第5条第1項の定めにより地域ポイント用ICOCAを発売するにあたり、当社は、地域ポイント用ICOCAを自治体等に貸与するものとします。この場合、自治体等から、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。
- 2 第10条第2項に定める対象事由により地域ポイント用ICOCAを自治体等が当社に返却したときは、当社から自治体等に対してデポジットを返却します。
- 3 自治体等又は利用者が第10条第2項に定める対象事由以外の事由により地域ポイント 用ICOCAを当社に返却した場合、及びIC約款第14条及び第21条による場合は、 デポジットを返却しません。
- 4 前項にかかわらず、当社は、地域ポイント用 I C O C A の返却事由の妥当性を鑑みてデポジットを返却する場合があります。

(地域ポイントサービスの取扱い)

- **第8条** 利用者が地域ポイント用ICOCAの交付を受けた自治体等とは異なる自治体等の地域ポイントの付与や、自治体等間での地域ポイントの交換、合算を行うことはできません。
- 2 前項のほか、地域ポイント用ICOCAによる地域ポイントサービスの取扱いは、自治 体等により利用者に通知されるところによります。

(障害再発行)

- 第9条 地域ポイント用ICOCAの破損等によって、ICOCAの処理及び地域ポイントサービスの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、当該地域ポイント用ICOCAのSF残額と同額のICOCAの再発行の取扱いを行います。
- 2 前項による取扱いを行う場合、利用者は自治体等指定窓口に地域ポイント用 I C O C A を引き渡し、障害再発行の申し出を行うこととします。利用者から地域ポイント用 I C O C A の障害再発行の申し出を受けた自治体等は、当社の指定する窓口に、当社の指定する方法で、地域ポイント用 I C O C A の障害再発行の申し出を行うこととします。
- 3 前各項により障害再発行の取扱いを行った場合における再発行した地域ポイント用 I COCAに対する地域ポイントサービスの取扱いは、自治体等が定めるところによります。
- 4 前各項により障害再発行の取扱いを行った場合、再発行券が通常デザインの I C O C A となる場合があります。

(払いもどし)

- 第10条 地域ポイント用ICOCAは、原則として、払いもどしの取扱いは行いません。
- 2 前項にかかわらず、利用者の死亡、転居(以下、「対象事由」といいます。)により地域ポイント用ICOCAが不要となった場合には、利用者は自治体等指定窓口に地域ポイント用ICOCAを返却することとします。自治体等は、対象事由により利用者から地域ポイント用ICOCAの返却を受けた場合又は対象事由により利用者への交付前に地域ポイント用ICOCAが不要となった場合は、当社の指定する窓口に、当社の指定する方法で払いもどしの申し出を行うこととします。
- 3 対象事由以外の事由により、自治体等が払いもどしを請求する場合、当社は理由の妥当 性を鑑みて、払いもどしの取扱いを行う場合があります。

(規約の変更)

- **第11条** 当社は、民法第548条の4の規定に基づき、以下の場合、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、自治体等及び利用者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の可能性、変更後の内容の相当性、 そのほか変更に係る事象に照らして合理的なものである場合
- 2 本規約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方 法で、変更内容及び変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。

(当社の免責事項)

- 第12条 ICOCAに関する運用上又は技術上の理由により、地域ポイント用ICOCAに付与された地域ポイントが無効となった場合でも、当社はその責めを負いません。ただし、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。
- 2 そのほか、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

附則 この改正は、2023年3月7日から施行する。

別表1 (第3条) 地域ポイント用ICOCAを取扱う自治体等

自治体等名 岡山県新見市

別紙 地域ポイント用ICOCA様式

